

1.4 石垣市立新川学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立新川小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「石垣市立新川学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しつかない状況も生み出す行為であることについてこどもが十分に理解できるようを行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立新川小学校は、いじめ防止等のための組織を中心として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

5 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・冷やかしやからかい、仲間はずれなどをする児童がおり、各学年でその傾向が見られる。
悪口などの言葉が原因のケンカが発生することもあり、時にはいじめられていると感じた児童が、学校を休み「学校に行きたくない」といった事案も発生している。

(2) 本校の課題

- ・無視や悪口、仲間はずれなどにより、いじめられていると感じる児童が増加している傾向があり、未然防止の取り組みの充実を徹底する。
- ・道徳の時間の充実や学級経営での日々の指導など、「言葉」の使い方や友達を大切する心情、「お金」への知識や正しい使い方など、学期ごと月ごとの継続した指導が必要である。
- ・各学級4～6割の児童が発表を苦手としており、自己肯定感の高揚や子ども達が認められる場や活躍の場をさらに増やす必要がある。また、教師の日々の授業改善も重要である。
- ・保護者や地域の方に、道徳の時間の授業内容などの取り組みを学級通信や学校便りなどを通して広く知らせることにより、地域や家庭、学校が連携して子どもたちを育成していく必要がある。

6 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、職員会議や職員朝会で児童の気になる行動や、学級内でのトラブルなどを職員全員で共通確認し学級での指導に生かしている。
- ・行きたくなる学校を目指し、日々の授業改善を充実し、子ども達が「分かる喜び」を感じられる授業を全職員で目指します。そのために、毎月のアンケートで、子ども達から授業への評価を取り、授業改善へ活かしています。
- ・道徳教育や人権の日（月一回）などで、人権教育を充実させています。また読書活動・奉仕的体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくり（授業づくり）を目指している。（校内研修の充実）
- ・平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用

したいじめの対策として、保護者と連携しながら（家庭でのルール決め）、学校におけるモラル教育の充実に努めます。

- ・地域の様々な行事や体験への積極的な参加を促進し、地域と学校の連携を図り善悪の判断の育成を行います。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問を通して、アンテナを高く子どもたちを見守ります。
- ・ささいないじめ（いたずら・悪口など）に関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、即時対応・原因追求。
- ・定期的なアンケート調査「新小っ子アンケート」（毎月実施）や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

		児童へ直接関わる取り組み内容	保護者との連携
暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○教員同士での情報交換 ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景による根本的解決 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○教員同士の情報交換 ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで事実や信条の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで事実や信条の把握 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守ることへの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通報できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成する

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を第一に行います。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導推進委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。
 - 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
 - ・いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導をします。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

7 重大事態への対応について

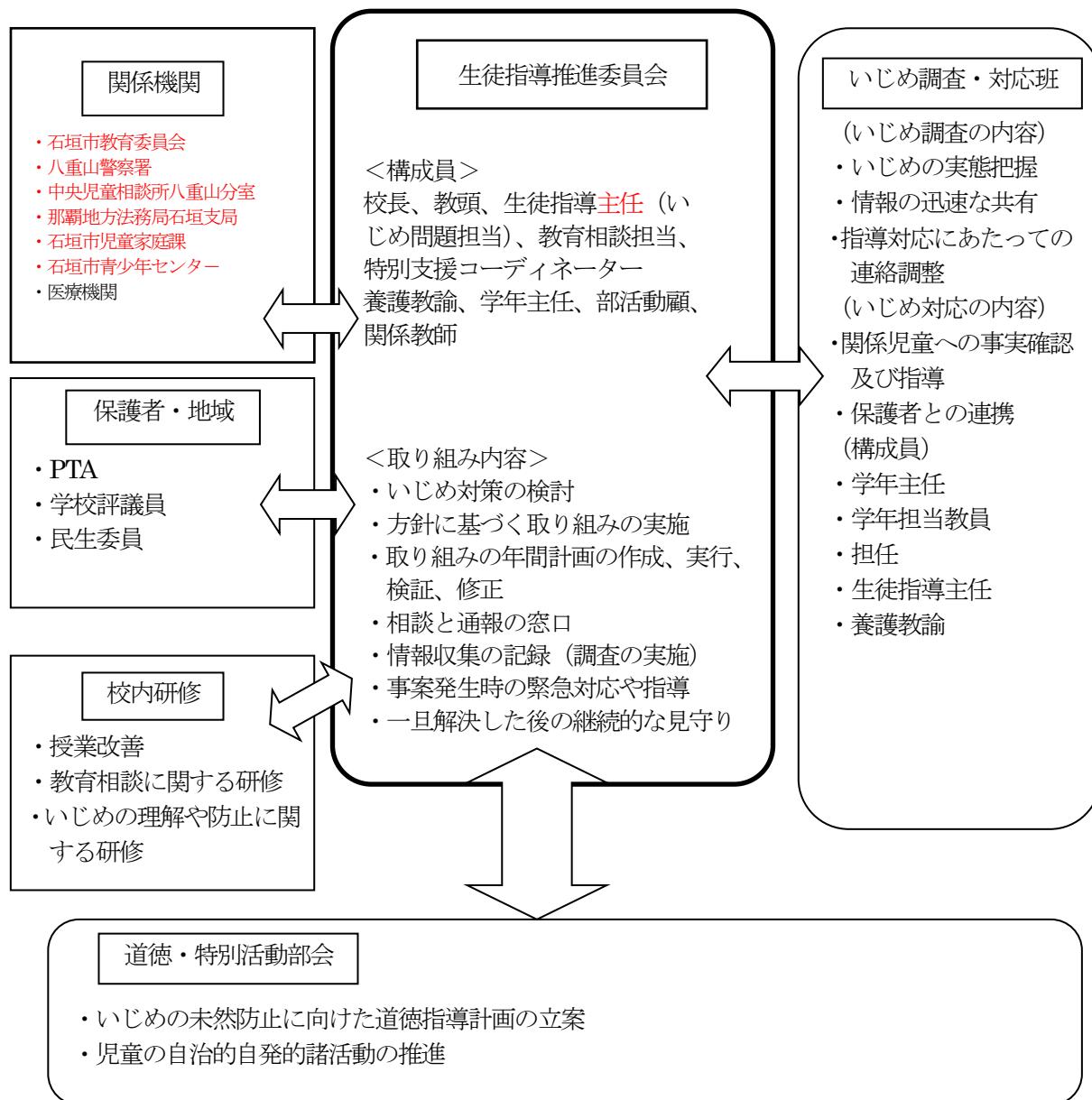
(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ②「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに**石垣市教育委員会**に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



9 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ

いじめが起きた場合の組織的対応の流れ

